

議会運営委員会会議録

(閉会中 平成30年 8月27日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 平成30年 8月27日

招集場所 第1委員会室

出席委員

| | | | |
|-----|---------|------|---------|
| 委員長 | 喜々津 英 世 | 副委員長 | 金 子 恵 |
| 委員 | 安 部 都 | 委員 | 西 岡 克 之 |
| 委員 | 岩 永 政 則 | 委員 | 河 野 龍 二 |

欠席委員

なし

出席委員外議員

| | | | |
|----|---------|-----|-----------|
| 議長 | 内 村 博 法 | 副議長 | 山 口 憲 一 郎 |
|----|---------|-----|-----------|

職務のため出席した者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 谷 本 圭 介 | 議事課長 | 富 永 正 彦 |
| 課長補佐 | 細 田 浩 子 | | |

説明のため出席した者

| | | | |
|--------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 吉 田 慎 一 | 副 町 長 | 鈴 木 典 秀 |
| 教 育 長 | 勝 本 真 二 | 総 務 部 長 | 山 本 昭 彦 |
| 企画財政部長 | 久保平 敏 弘 | 教 育 次 長 | 森 川 寛 子 |
| 建設産業部長 | 緒 方 哲 | 住 民 福 祉 部 長 | 松 邨 清 茂 |
| 健康保険部長 | 中 山 庄 治 | 水 道 局 長 | 濱 伸 二 |
| 会計管理者 | 山 口 利 弘 | 総 務 課 長 | 荒 木 秀 一 |

本日の委員会に付した案件

- (1) 平成30年第3回長与町議会定例会について
- (2) その他

開 会 9時27分

閉 会 11時37分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さんおはようございます。定刻前でありませけれども、定足数に達しておりますので、本日の議会運営委員会を開会いたします。

9月4日招集の第3回定例会の運営につきまして、お手元の会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

まずはじめに、議長に御挨拶をお願いいたします。

○議長（内村博法議員）

皆さんおはようございます。今日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。さていよいよ9月定例議会が開催されます。定例会議では昨年度の決算、重要な議案が審議されます。白熱した議論、それから審議を期待するものであります。よりよい政策を出していただきたいと思っております。なお、当分連日厳しい暑さが続くものと思われま。健康には十分気をつけていただき議会に臨んでいただきたいと思いま。簡単ではありませけれども、開会に当たっての私の挨拶といたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に吉田町長、御挨拶をお願いいたします。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。川まつりも終わったわけですがけれども、朝夕はいくらか涼しい風が吹くようになってきましたけれども、まだ日中は、まだまだ残暑が続いておるところであります。皆さん方におかれましては、日々御健勝にてご活躍のこととお察し申し上げるところでございます。そしてまた、本日は大変お忙しい中、第3回定例会に係りませ議会運営委員会を開いていただきまして、誠にありがとうございます。今回の定例会では、各会計の平成29年度の決算認定というのを含めまして、報告が1件、そして議案が17件を用意しておるところでございます。これから提案内容につきまして、所管の部長から説明をさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

それでは、提出予定議案について関係部局長より概要の説明をお願いいたします。

まず、総務部関係について。

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

皆さん、おはようございます。総務部所管では議案1件を上程しております。

議案第50号平成30年度長与町駐車場事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入に平成29年度の駐車場事業特別会計決算における剰余金を繰越金として、また歳出に一般会計繰出金として、歳入歳出それぞれ199万5,000円を計上いたしまして、補正後の歳入歳出予算総額を990万6,000円とするものでございます。総務所管では以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に企画財政部関係について。

久保平企画財政部長。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

皆様おはようございます。引き続き企画財政部所管分でございます。まず、報告9平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告するものでございます。

続きまして議案第49号平成30年度長与町一般会計補正予算（第2号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億747万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を124億2,674万4,000円とするものでございます。

以上2件でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に住民福祉部関係について。

松邨住民福祉部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

改めましておはようございます。住民福祉部につきましては議案が1件でございます。議案番号第47号、所管課はこども政策課でございます。長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございますが、福祉医療費の支給対象を拡大するため所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

次に健康保険部関係について。

中山健康保険部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆様おはようございます。健康保険部、議案が3つあります。議案第51号平成30年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ3,125万9,000円を追加し、補正後の予算総額を40億2,415万1,000円とするものでございます。次に議案第52号平成30年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。既定の予算総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、補正後の予算総額を4億9,725万3,000円とするものでございます。最後に議案第53号平成30年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。規定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ3億1,112万5,000円を追加し、補正後の予算総額を31億8,674万2,000円とし、また、既定の介護サービス事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ463万2,000円を追加し、補正後の予算総額を3,146万6,000円とするものでございます。よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

次に建設産業関係について。

緒方建設産業部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

おはようございます。建設産業部では議案1件でございます。議案第54号平成30年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）についてですが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ437万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7億8,452万8,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に教育委員会関係について。

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

皆様おはようございます。教育委員会所管の提出議案について御説明を申し上げます。まず、議案第48号長与中学校体育館改修工事請負契約の締結についてです。工事請負契約を締結するため、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により議会の議決をお願いするものです。次に議案第63号長与町教育委員会委員の任命についてです。現教育委員の古賀清彦委員の任期が平成30年9月30日付けをもって任期満了となりますので、委員の任命について議会の同意をお願いするものです。以上2件となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に水道局関係について。

濱水道局長。

○水道局長（濱伸二君）

皆様おはようございます。水道局所管では議案2件についてお願いいたします。まず、議案第61号平成29年度長与町水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございますが、収益的収入及び支出では、水道事業収益8億1,291万6,628円、水道事業費6億5,620万5,142円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入1億8,485万円、資本的支出6億1,726万4,230円の決算額となっております。続きまして、議案第62号平成29年度長与町下水道事業剰余金の処分及び決算認定についてでございます。収益的収入及び支出では、下水道事業収益10億5,396万8,410円、下水道事業費9億839万681円の決算額となっております。資本的収入及び支出では、資本的収入1億2,285万6,922円、資本的支出3億8,510万4,330円の決算額となっております。

以上、2議案につきまして、よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に会計関係について。

山口会計管理者。

○会計管理者（山口利弘君）

皆様おはようございます。それでは、議案第55号から第60号までの6議案につきましては、一般会計及び特別会計の決算で地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定をお願いするものでございます。それでは、議案第55号平成29年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額130億7,709万9,543円、歳出総額123億2,340万6,572円、歳入歳出差引額7億5,369万2,971円で、翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額は1億1,898万2,000円で、実質収支額は6億3,471万971円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3億3,000万円でございます。

議案第56号平成29年度長与町駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額989万9,482円、歳出総額790万3,383円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は199万6,099円でございます。

議案第57号平成29年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額47億2,514万2,527円、歳出総額46億5,888万1,564円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,626万963円となり、このうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は3,500万円でございます。

議案第58号平成29年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額4億6,696万9,655円、歳出総額4億6,535万5,225円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は161万4,430円でございます。

次に議案第59号平成29年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、保険事業勘定では、歳入総額28億7,916万1,859円、歳出総額25億6,875万4,634円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は3億1,040万7,225円でございます。介護サービス事業勘定でございますが、歳入総額3,835万8,238円、歳出総額3,372万4,332円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は463万3,906円でございます。

最後に、議案第60号平成29年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、歳入総額9億7,026万5,846円、歳出総額9億6,389万789円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は637万5,057円でございます。以上6議案におきまして各会計の決算の認定をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

次に一般質問の通告並びに請願陳情について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

おはようございます。一般質問につきましては通告者12名、質問件数20件となっております。通告者及び質問項目は、お手元に配付のとおりでございます。請願、陳情につきましては、請願はございません。陳情は1件で、お手元に配付の請願（陳情）文書表のとおりでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

続きまして、委員会への付託先についてお諮りをいたします。

総務文教常任委員会に付託するものは、議案第49号、議案第50号、議案第55号、同じく議案第56号、以上の4議案であります。

次に産業厚生常任委員会に付託するものは、議案第47号、第51号、第52号、第53号、第54号、第57号、第58号、第59号、第60号、第61号、第62号でございます。本会議即決につきましては、議案第48号、同じく第63号、以上、委員会の付託などにつきましては、ただいまのとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、委員会への付託などにつきましては、ただいまのとおり決定いたしました。続きまして、会期日程案について説明をさせます。

谷本議会事務局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

会期につきましては9月4日火曜日から9月21日金曜日までの18日間で、4日火曜日議長報告、行政報告、議案上程、これは提案理由説明まで、そして議員全員協議会。5日水曜日一般質問。6日木曜日一般質問。7日金曜日一般質問、そして議案審議、質疑そして付託または即決。8日土曜日、9日日曜日は休会でございます。10日月曜日付託案件審査。11日火曜日付託案件審査。12日水曜日付託案件審査。13日木曜日付託案件審査。14日金曜日付託案件審査。15日土曜日、16日日曜日、17日月曜日は休会でございます。18日火曜日付託案件審査。19日水曜日付託案件審査。20日木曜日付託案件審査予備日。21日金曜日委員長報告そして採決。以上でございます。

○委員長（喜々津英世委員）

お諮りをいたします。

会期日程案につきましては、ただいま事務局長から説明がありましたとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって第3回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定いたしました。その他の件について何かございませんか。

無いようですので、執行部の皆さん方は御退席願います。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて、委員会を再開いたします。

今お手元にお配りしましたのは、議会の申し合わせ事項、いわゆる運営基準について、前回、事務局の方でペーパー1枚ものの両面刷りのやつを出していただいておりますけれども、今回、これを全て事務局として検証してくれた内容等について資料が出ております。このことについて協議を進めたいと思いますけれども、その前に本日午後から全員協議会を開催いたします。これにつきましては、議会運営委員会ですと協議をしましりました政治倫理条例施行規程の最終確定の分をまだ全員協議会に報告をしておりますませんでした。これと政治倫理条例の逐条解説、この部分を説明をして皆さんの御了解を得た上で9月4日の手続きを済ましていきたいと。それともう1つは、町長答弁書の事前配付に関する事について4月にかけておりましたけれども、その後、全国の状況等について調査した結果についてまとめたものも含めて、一部4月に全協で報告していた分を加除修正をしながら、資料のとおりでありますけれども、これを提出をしたい。それと50周年記念事業については特別委員会で進めていくということを最終的に御決定いただきましたので、そのことについてお諮りをしたい。それともう1つは、この前出しましたけれども、議会基本条例の自己検証ですね。条例に沿った議会の運営、議会の改革がなされているかと、それぞれ議員の立場で検証していただいて、率直な意見を出していただきたいと。その4点を本日の全員協議会に提出をさせていただきますので、御了承いただきたいと思っております。

それでは、申し合わせ事項の検証、見直しについて事務局から説明を申し上げます。

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

おはようございます。先程お配りしたホッチキス止めのものにつきましては、前回の議運でお配りした両面の1枚物の続きの部分でございます。前回、議会の呼称と言うところから会議規則と言うところの第1章の部分までをお配りしておったものでございます。本日お配りしたものはその続きでございます、第2章会議規則の14条からということでございます、かなりボリュームがございます。どこまでいけるのか分かりませんが、こちらにつきましては前回お話をしたように、現行の会議規則で、ちょっと理解しにくいところをどうすればいいんだという記述の部分、会議規則を補完する意味での条文がこういうものがあつた方がいいんじゃないかということで、事務局の方でいろんな本の方からまとめ、取り込みましてそれなりにまとめさせていただいた部分でございます。あくまでも事務局提案というよりは、この会議規則についてどういう取り扱いをするかということを一応書かせていただいて、議運の方で、ある程度たたいていただいたもので、また皆さんにお諮りしていければということで考えております。方法、やり方ですけども、前回お配りした両面のものについても、まだ具体的に確定をしていない部分がございますけども、

どちらがよろしいかなと思ってます。頭から一つずつ潰していくのか、とりあえず今回、今お配りしたものを全部流してまた後日たたいていくようにするか。そちらどちらの方がやり方がいいかってというのは決めていただければと思いますが、とりあえずここまでお話を終わらせていただきます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、説明が終わりました。ちょっと休憩して、今説明した部分で特にマーカーで塗った部分について精査をしていただきたいと思います。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。それでは、前日お配りした1枚物の両面刷りのペーパー、今日はそのあと、これがセットになっておりますので、もう1ページずつ潰して考え方等を整理をしたいというふうに思っております。

富永課長から説明を申し上げます。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程現行の申合せ事項をお配りをさせていただきました、そちらの方と議員必携をお持ちであれば会議規則341ページ、会議規則の方も照らし合わせながら御確認をしていただきたいというふうに考えております。先般お配り、両面ものをお配りしたときにもお話をさせていただきましたように、長与町の議会というものは、御承知のとおり地方自治法と会議規則と委員会条例、これが法的な縛りを持つものということになっておりまして、それに書いていないこと、補完すべきものについて申し合わせ事項等で議会内部の統制を図るというものでございますけれども、現行の申し合わせ事項につきましては、先程お配りしましたように両面で5、6ページ程度のものが申し合わせとして今、生きておる状況でございます。先般もお話をしましたように、まず、当たり前のように扱っていることが定義されていない部分。最初からいきますと議会の呼称の部分でございます。まず本会議、本会議と言うけれども、本会議という定義がまずどこにも無い。先程の3つの条文ではですね。ですからその辺りを定義した方がよかろうということで、議会の呼称で本会議はまず議場において行われる定例会と臨時会を指すということを文言として定義づけをした方がいいのではないかとということで掲げております。2つ目、こちらの方は議会の呼称になりますけれども、定例会については年号ですから、今でいくと平成何年第何回長与町議会定例会と呼称し、暦年により会期ごとに順次回数を付する。臨時会も同じように年号第何回長与町議会臨時会と呼称し暦年により会期ごとに順次回数を付するということでございます。こちらの回数につきましては、長与町の場合は暦年の1年の間に、第1回、第2回、第3回、定例会があつて、臨時会が入った場合には、その臨時会も1回目であれば第1回ということで別立てで整理をしてきておりますので、一応この辺りをつけた方がいいかなと、これはよその市町村で通しの番号をとっている

所もございますけども、臨時会が、定例会が2回終わったあとに臨時会が入れば、その臨時会を「3回」と呼称する所もございます。ただ、うちの場合は別立てで、今までずっと来ておりますので、現行のやり方を2番と3番で整理をすると。この辺りは定義しとくべきではないかということで、お示しをしております。

次に参ります。議会の招集でございます。こちらの方は定例会が、定例会条例の方では年4回することだけが条例で定められておまして、3、6、9、12につきましてはこれまで慣例と言いますか、定義無くされていた部分がございますので、定例会は毎年3、6、9、及び12月に召集されるのが通例であるという部分を明記をした方が良かろうということでお示しをしております。2つ目で議員の一般選挙があったときは、任期記載日からおおむね10日以内に議会構成のための初議会が召集されるのが通例であると、このときの通知は事務局長名で行うというふうにしております。こちらの方もこれまで、明文化無くされてきていた部分でございます。

これから先が会議規則の取り扱いということで、第1章総則の会規1「参集」でございます。議員必携の方でも御確認いただきたいと思っております。第1条「参集」議員は召集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。この部分につきましては、前回の議運でも若干御説明をさせていただきましたけども、議員は召集されたら開議定刻前までに議事堂に参集し、議長に通告をしなければならないという義務づけの条文でございます。1として、議員の参集通告は議会事務局設置の登庁表示盤を自ら点灯して行う、また退庁のときは自ら消灯しなければならない。としてます。会議規則上の参集通告が規定されているので、方法についてのみを規定する。前段の部分です。退庁時は規定をされておられませんので、こちらの申し合わせで義務化をするという書き方でございます。参集通告は、登庁表示盤を自ら点灯して行う方法で議長に通告するところをクリアをして、退庁のときに消灯しなければならないと申し合わせで義務づけをするというつくりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

会議規則の第1条参集について、今言うように議事堂に参集しその旨を議長に通告しなければならないというのを、現状やっておるやり方に申し合わせ事項として、これを決めておこうという意味であります。会議規則を変えろということまでは踏み込んでおりませんので、申し合わせ事項をそういうふうにしたらどうかという判断であります。課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

先程お配りした現行の申し合わせも、このことを書いております。ただ、現行のやつを見ていただくと分かりますように、最初の前段の部分、点灯する部分もしなければならないという義務づけを申し合わせでは現行なっているかと思っております。この点灯しなければならないのところを点灯して行うという方法、先程御説明したように召集通告、参集の通告はもう義務づけを会議規則でされてますので、その方法だけを書いていると前

段はですね。後段は規定がないので、しなければならぬという義務づけに書き換えをしてるところでございます。会規1につきましては、今のおりでございます。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

議会の呼称の所なんですけれども、定例会はなんなんと呼称し、暦年により会期ごとに順次回数をするとこうなるとるわけね。この暦年というのをちょっとあんまり違和感覚えるので毎年、毎年会期ごとに順次回数をすると、以下3番目もそうではないかなと思うんですけどね。毎年会期ごとに順次回数を付すると、毎年というのは年度じゃなくて毎年ね、まず、ここのところはちょっと引っ掛かりましたね。暦年っていうのはちょっと違和感かな。毎年会期ごとに順次回数を、続けて言います。議会の招集ですね。初議会が招集されるのは通例であります。通例と書いてあるんですけども、これ通例じゃなくて召集します、というふうに断定した方がいいんじゃないの。何か通例だからまた変更もあり得るのかなとこんな思うんですけど、ちょっとこの2点感じましたけど。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

暦年の話ですけども、年をどういう年かというときに、暦のとおり年というときに暦年という言葉を使うわけございまして、毎年度っていうこともあるでしょうけども、通常、行政用語とすればカレンダーどおりのときに暦年と言いまして、4月、3月の時を年度というふうに整理をしているところございまして、それに倣って暦年という表現をしております。それと、初議会の招集の部分の通例の部分ですね。この部分については招集権がこちらにないので、今までもこれできたじゃないかということで通例という言葉を使わせていただいています。こちらの方は議員必携の388ページの議会の呼称と招集の部分を参考に、こういう文言で整理をさせていただいたところでございます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩をして、議論を進めていきたいというふうに思います。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開しますが、この長与町議会の申合せ事項、このペーパーについては、持ち帰ってそれぞれ検証していただいて、その上でここも見直す必要がありはしないか、そういったこともあろうかと思っておりますので、これについてそれぞれ検証をして、次の機会に回したいとそういうことにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。次に先程、岩永委員あるいは内村議長の意見として紹介をさせていただきます。これについては今どうこうということではありませんけれども、例えば1人1役の問題とか、監査委員の問題とか、これ全国的な流れ、特に監査委員は、法律の問題もありましたけれども、こういったものがどうなのか。もう進んだ所は議選の監査委員をやめて、公認会計士であるとか、こういったところの選任と監査委員就任ということ、進んでおるところはもうそういう状況であろうかと思えます。そういった県内あるいは県外の参考とすべきものがあればこれ事務局の方で、委員の辞退の問題、委員の辞退の問題は、政治倫理条例の見直しをするときに若干調べた資料等もあったと思えますけれども、これはもう既に議会基本条例で謳ったりしたところもあります。ですから、ここら辺も事務局の方をお願いをして資料の収集等をやっぱりしていただいて、さあどうしましょうかというよりも、そういう他県、他議会の例を見ながら話を進めた方が理解がしやすいというふうに思えますので、そういうふうにしたいと思えますが、もう一度議長、この前の発言の本意と言いますか狙い、ここら辺ももういっぺん確認をしたいと思えます。

議長。

○議長（内村博法議員）

この前私が提案したのは、いわゆる二元代表制になっておりまして、例えば町長の諮問委員会があるわけですね。あれはあくまでも町長の附属機関なんですよ、法律的には。諮問委員会とか、何とか委員会とか名称はいろいろありますけども、あくまでも法律上は附属機関、執行部側ですね。そこに議員が入るってことは二元代表制から言って、やはり疑問があるんじゃないかというふうに思うんで、充て職もそれから監査役もそうです。監査役は町長が指名するんですかね。今回、法律が変わったんで、町長側は議員から選ばないこともできるというふうになったわけですね。その意味では選択肢が増えたんですけれども、議会から言わせればやはり議会はチェック機関なんですよ。チェック機関の強化を果たさないかんのに監査役を兼任していいのかという僕はそう思っています。常日頃そう思ってたんですけれども、今回、法律改正があったんで、そういうふうに思っております。それから1人2役は、先程も監査役は1役になってますね。そうすると当然ながら見直しをせないかんと、そういうことに繋がっていきますけれども、そういった意味で申し上げたわけです。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

今、提案の狙いというものを話をさせていただきました。私も基本的には同じ考え方でありますので、倫理条例のときにも、そういう行政の審議会、例えば都市計画審議会、これは法律に基づいたものは、当然議員としても代表を出さんばいかんということはありませんけれども、それ以外の委員会、例えば議会から推薦をした委員、あるいは議員が委員になっておる。しかし、その委員になっておる団体が例えば町から補助を受ける団体、こういったもののやっぱり長への就任、あるいは役員への就任というものは、やっ

ぱり控えるべきじゃないかというのがありましたし、さっきも言いましたように、仮にその会長なり、役員なり就任したとしても、議会に対しては特別報告義務も何もないわけですね。特に監査委員なんかは、監査委員として職務上知り得たことを守秘義務というのが、ほかの議員に比べて非常に守秘義務というのはあるわけですので、そういった意味ではなかなか一般質問もできにくいという部分もあるというふうに思います。ですから、そういう補助団体もひっくるめたところの委員の就任とか、あるいは会長への就任とか、こういったものもやっぱり倫理条例のときにある程度話をして、そこまではということで、あのときは余りそこに固執してしまっても先に進まんということで。事の本質は何なのかということ考えたときに、それは政治倫理でなくてもいいかなという思いで引っ込めた経過がありますので、できればそういったものも任期中に検討をしたいとそういうふうにさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

ちょっと補足なんです。充て職の情報収集をする際に、例えば法律上の根拠があるもの、例えば議員を出すとか法律上明記されてるものがあるかどうか、そういったものも調べて個々の委員会について、そうであればそれはもう法律上の制約ですからそれはもうできない。だからそこ辺りまでちょっと調べていただければなと思います。条例に書いてあるやつ町の、それもありません。それはだから究極的にはもうそこから出さないとすれば条例を改正してもらわんといかん、町は、そこまで繋がっていくわけです。だから、そのところを十分頭に入れて情報収集していただければなと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございます。これにつきましては先程も事務局の方をお願いしたいというふうに思っておりますので、事務局の方でそういった議員というふうに明記をした条例等があるかどうか、そういったものも踏まえて、多分私は無かろうと思いますけれども、事務局でひとつ検証をお願いをしたいと、議員の代表を1名推薦をというのは、今はもう議長の方に文書が来とるんですか。新たな委員のそれについてはですね。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

ただ町の附属機関等ですね、条例にありますああいうものの議論は今あったとおりになんですけども、ただ自治会とか、地公連とか、あるいは青少年育成協議会とか、そういう民主的なこの補助金を受け取る団体ではありますけど、これはあくまでも自主的な団体でありますので、そこまで縛っていくのかどうかという、ところがそういう会議があるがために例えば議会の委員会とかその他の会を欠席するとか、それはまかりならんというふうに私は思うんですけども、現実から耳にしますと、そういう現象が表れておるといふね、これはやっぱりちょっと修正をしていかないかんだらうと思いますけども、ただ、そういう自主的な民主的な団体まで公的な場の我々その申し合わせなんかで縛ら

れるのかどうかですね、その辺りも真剣にもう一度考えてみる必要があるのかなという感じはしますね。

○委員長（喜々津英世委員）

確かに今の問題はポイントになると思います。これは倫理条例の中でもそういった話ありましたけれども、要するに会議との関連が出てくるわけですね。会議を経過するけども、その日は、例えば自治会長会の研修会で1泊2日でおらんでできないとかいうのが出てくるわけです。ですから、そういった部分で本当に議員として、そういう任意団体とか、補助団体の長に就任するという自体がどうなのかと、要するにその前段は、議会は監視機関である。そういった本来の業務からいけばどうなのかというのがあるわけですので、その両面から考えて検討していかなばいかならうと思います。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

今の御意見とほぼ同時なんですけども、議員が社会に対する貢献という、いわゆる社会貢献の部分もあります。そういう部分をやはり加味してっていうか、考慮していくべきだろうというふうに思います。いろんな見方があるんですけど、そこら辺の議論もしっかりしていくべきではないかなというふうに思います。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

確かにそういったものも次回からの検証の中で大いに議論をしていきたいと思います。
金子委員。

○委員（金子恵委員）

資料に関してなんですけれども、29年5月29日に申し合わせによる選任、各種委員名簿ということで、いただいた分があるんですよ、各組織に関しての。そこに議員名をこう入れ込んで、この資料ちょっと変更があったりしてるので、今後検討する中で変更を変えた分を資料としていただけるかなというふうに思います。お願いします。

○委員長（喜々津英世委員）

手元のファイルと違うと言う人もおられる方もかもしれませんが、29年5月29日の議会運営委員会の資料に載っておりますので、そこら辺も参考にしながら目を通しておいていただきたいと思います。できれば事務局にお願いして、次回の会議のときに準備をさせていただきたいと思います。

細田課長補佐。

○課長補佐（細田浩子君）

特別委員会の設置の件ですけれども、4日に全員協議会で議案として出しますっていうことで1回出して、それで決定という形にして、通常でしたら7日の本会議のときに朝から議運を開いて、議案を追加議案として上げて、7日に議決という流れが通常の流れになるので、そういうふうに事務局としては考えておりました。

○委員長（喜々津英世委員）

4日の日は議案の中身を一応皆さんに理解をしてもらおう。そして7日の朝から議運を開いて追加議案で決定する、そういう手順でさせてもらいたいと。

それでは次回の議会運営委員会を9月4日の全員協議会が終わったあと、議会運営委員会を開くということで決定をしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

本日の議会運営委員会はこれで閉会をいたします。お疲れさまでした。

(閉会 11時37分)